



すこやか ～感染症について～



気温の変化が激しい日々が続いております。今後もインフルエンザの流行が心配されています。園のホームページ【園医のつぶやき】の宮原先生のお話をご覧ください、お子さまの健康観察をしていきましょう。【れんらくアプリ】では「体調不良による欠席状況」が掲載されていますので、参考にしてください。

なお、学校保健安全法により「出席停止（欠席扱いにならない）」のために登園することができません。出席期間が確定しましたら早めに「欠席登録」をしてください（欠席数の早期把握のため）。**登園の際は【意見書（医師記入）】もしくは【登園届（保護者記入）】が必要**です。出席停止日数や必要な提出書類は病気によって異なります。詳細は【園生活についてP16～21】でご確認ください。【意見書】【登園届】はホームページより印刷できますので、ご利用ください。（不都合な方は園にお申し出ください。用紙をお渡しします。）

【(例) インフルエンザの出席停止期間について】

保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省2018年改訂版）により『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日（乳幼児のため）を経過するまで』となります。**発症した日（熱が出た日）は【0日】**で翌日から1日目と数え、5日目までは自宅待機です。**解熱した日も【0日】**と数え、3日目までは自宅待機です。両方の条件を同時に満たし、医師の許可が出て登園可能です。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合							登園OK		
発症後2日目に解熱した場合							登園OK		
発症後3日目に解熱した場合							登園OK		
発症後4日目に解熱した場合							登園OK		

インフルエンザの場合登園の際には【意見書（医師記入）】が必要です

幼稚園は集団生活の場です。  
発熱したり、いつもと様子が違ったりする場合は、療養し病院受診をしてください。  
感染拡大防止のために、ご協力をお願いいたします。